

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✓ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00 ~ 18:00 (土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

Webサイトアドレス <https://neofirst.co.jp>

本資料は2020年3月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2019年11月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

N2123-01 (登)B19N1210(2019.11.25) 営業業務部 '19年12月作成

第一生命グループの経営者保険シリーズ 法人契約専用



〈一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険〉

2020年3月版

商品パンフレット

「あったらいいな」をいちばんに。



経営者を

3つのリスクから

守る保険です。

解約返戻金あり型

契約年齢 20歳~85歳

解約返戻金なし型

契約年齢 20歳~80歳

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

経営者に「もしものこと」があったら…

「会社」・「従業員」・「家族」を守るための備えは確保できていますか？

経営者が不在となった場合、「会社」・「従業員」・「家族」にふりかかる負担は大きなものです。

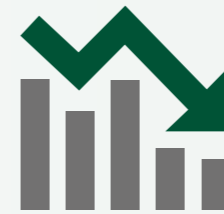
3つのリスク

もしものこと

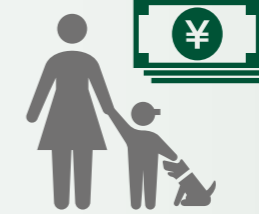
1

万一のとき

業績・資金繰りの悪化
信用低下



のこされた
家族の生活費



従業員の給与



もしものこと

2

要介護状態
のとき

●要介護認定者数

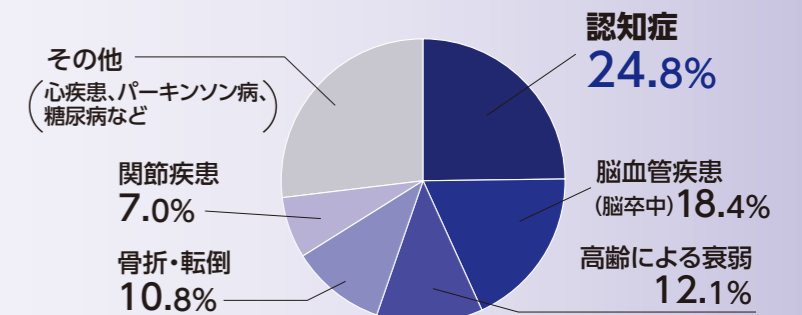
要介護2以上の
認定者数は

約**344**万人



出典：厚生労働省
「介護保険事業状況報告（暫定）（令和元年8月分）」

●要介護状態（要支援を除く）になった原因



出典：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」

もしものこと

3

障害状態
のとき

●身体障害者手帳の認定者数

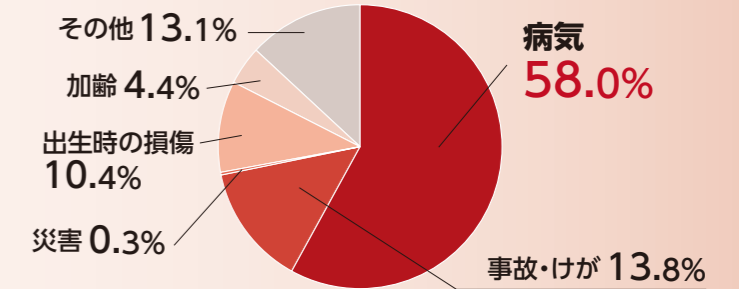
身体障害者手帳
1級～3級の認定者数は

約**314**万人



出典：厚生労働省「平成29年度 福祉行政報告例」

●身体障害者手帳所持者の障害の原因（65歳未満）＜複数回答＞
※わからない・不詳の回答は除く



出典：厚生労働省「平成28年 生活のしづらさなどに関する調査」

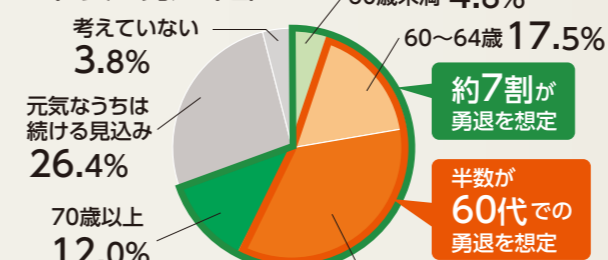


勇退のとき

退職慰労金などの事業資金が必要となることもあります。

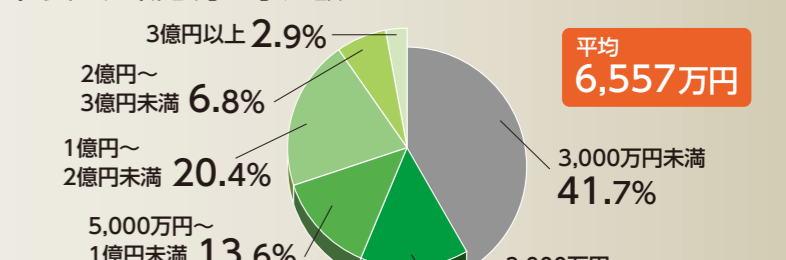
⚠ 解約返戻金あり型 をお選びください。

●社長の勇退年齢



出典：エフピー教育出版
「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

●社長の退職慰労金予定額



出典：エフピー教育出版
「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

経営者に対する 保障額の考え方

経営者がお亡くなりになったり、要介護状態・障害状態になって休業した場合、会社があります。また、経営者が一家の大黒柱である場合、家族は今と同じ生活水準

社の売上の減少などによって資金繰りが悪化し、会社経営が停滞する可能性を維持することが難しくなるかもしれません。

死亡 保障

休業保障

会社・従業員のために必要な資金

1 借入金相当額

短期借入金*1

+

買掛金

+

支払手形

経営者が死亡・休業し、会社の信用が低下するようになると、金融機関からの融資条件が悪化するかもしれません。
資金繰りの悪化を防止するために、借入金相当額の返済資金を生命保険で準備します。

*1 返済期限が1年以内に到来する借入金

2 従業員給与

平均年間給与

×

従業員数

会社の信用が低下し資金繰りが悪化すると、従業員の給与の支払いにも影響する可能性があります。
後継者が経営を安定させるまで、およそ1年分の給与相当額を生命保険で準備します。

※保障額の算出方法は代表的な例を記載しています。

家族のために必要な資金

3 死亡退職金

役員報酬月額

×

役員在任年数

×

功績倍率

4 弔慰金

役員報酬月額

×

36か月*2(業務上死亡の場合)

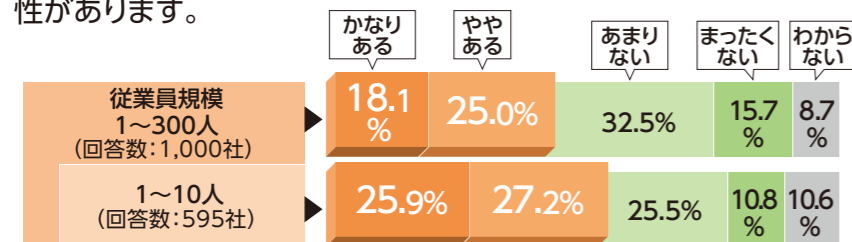
死亡により退任した場合の退職慰労金は、**のこされた家族の生活を支える大切な資金**です。

*2 業務外死亡の場合、弔慰金の目安は役員報酬月額×6か月となります。

経営者が休業した場合、さまざまな影響があります。

売上への影響は？

一般的にオーナー企業では、社長自身が営業を行うなど、大きな責任を担っているため、休業で不在になると売上に影響を及ぼす可能性があります。



出典:「2018年5月 第一生命Web調査」

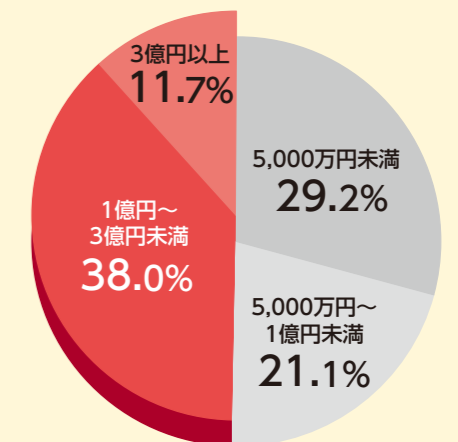
取引先との関係は？

現金の支払いと受け取りのバランスがとれていても、信用力の低下により、買掛金などの支払時期が早まり、現金

不足が発生するかもしれません。

	4月	5月	6月	7月
A企業からの仕入れ	仕入れ	翌月支払い	支払条件の変更	3か月後支払い
B企業への納品	納品	現金不足		3か月後受け取り

(参考) 社長の加入保険金額の分布 (法人契約)



出典:エフピー教育出版
「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」



万一のときはもちろん、
将来に向けた事業資金

要介護状態・障害状態のときの事業保障と
の確保の両面でお役に立てる保険です。

1 万一のときの 事業保障を確保できます。

経営者がお亡くなりになったときに、
まとまった保険金を受け取ることができます。

※前定期間中に不慮の事故以外で死亡した場合、お受け取りいただく死亡保険金は、既払込保険料相当額となります。

2 所定の要介護状態・所定の障害状態のときの 事業保障を確保できます。

経営者の休業は、万一のときと同様に会社にとって大きなリスクとなります。
所定の要介護状態・所定の障害状態のときには、**死亡保険金と同額の生活障害保険金**を受け取ることができます。

【生活障害保険金の支払事由】

所定の要介護状態

公的介護保険制度の
要介護2以上と認定されたとき

所定の障害状態

身体障害者福祉法における**1級～3級**の
身体障害者手帳が交付されたとき

※前定期間中に所定の要介護状態・所定の障害状態に該当した場合、お受け取りいただく生活障害保険金は、既払込保険料相当額となります。

3 お客さまのニーズに応じて **解約返戻金あり型** または **解約返戻金なし型** をご契約時に選択 することができます。*

保険契約の型
解約返戻金あり型

経営者の退職慰労金など、将来に向けた事業資金の確保に活用
いただけます。

※経過年月数によっては、解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。

保険契約の型
解約返戻金なし型

解約返戻金をなしとすることで、保険料を抑えることができます。

*ご契約後の保険契約の型の変更は取り扱いません。

4 保険期間の柔軟な設定が可能です。

保険期間の満期は最長99歳まで設定が可能です。

(**解約返戻金なし型** の場合は最長90歳まで)

5 突然の資金ニーズには 契約者貸付が利用可能です。

一時的に資金が必要になったときは、**契約者貸付**を利用いただけます。

(契約者貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、ネオファースト生命所定の利率により
年複利で計算します。)

※ **解約返戻金なし型** の場合、契約者貸付のご利用はできません。

6 健康状態に関する5つの告知で お申し込みいただけます。

告知項目が**すべて「いいえ」**に該当した場合、お申し込みいただけます。

告知項目の詳細についてはP.7～P.8をご確認ください。



●保険料の経理処理について

損金に算入される額は、契約の最高解約返戻率《保険期間を通じた(解約返戻金÷
払込保険料累計額)のピーク》によって異なります。払込保険料を損金算入しても、
保険金や解約返戻金は受取時に益金算入されるため、課税の時期が繰り延べられる
にすぎず、原則、**節税効果はありません。**

詳細についてはP.13を参照ください。

商品の詳細についてはP.9～P.12をご確認ください。

告知項目

告知項目①～⑤がすべて「いいえ」に該当した場合、お申し込みいただけます。

下記の場合は、告知いただく必要がありません

- 医師による処方を受けずに一般の薬局で購入された市販の薬の服用
- 歯科医師による虫歯の治療(口腔外科での治療は告知が必要です)
- コンタクトレンズ(メガネ)の購入のための処方箋作成を目的とした医師の診察・検診(その際に異常があった場合は告知が必要です)
- 予防接種・健康診断を目的とした医師の診察・検診(その際に異常があった場合は告知が必要です)
- 妊娠期間中に異常なく、正常分娩で出産した場合
- かぜ・インフルエンザが完治している場合
- 花粉症による通院や投薬

【質問事項】 入院は人間ドックを除きます。手術はレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。

以下の①～④のいずれかに該当することはありましたか。

最近 3か月以内に	①医師による診察・検査・治療・投薬・経過観察の指示を受けた。	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
	②入院をした、または手術を受けた。あるいはすすめられた。	
今後 3か月以内に	③医師による診察・検査・治療・投薬の予定がある。	
	④入院または手術の予定がある。	

※ただし、下記(「いいえ」となるもの)については、①または③に該当する場合でも、②および④ともに該当しなければ「いいえ」となります。

「いいえ」となるもの	・初診から終診までの期間が7日以内で医師により完治と診断を受けたもの ・高血圧症 ・脂質異常症 ・痛風(高尿酸血症) ・気管支喘息 ・白内障 ・糖尿病(インスリン治療中または合併症のあるものは除く) ・花粉症 ・アレルギー性鼻炎 ・アトピー性皮膚炎 ・尿路結石(腎・尿管・ぼうこう・尿道結石)
------------	--

2 最近2年以内に、病気で2週間以上続けて入院をしたことがありますか。(ケガ・腰痛・分娩による入院は除く)

いいえ はい

3 最近5年以内に、がん(上皮内新生物は除く)で入院をした、または手術を受けたことがありますか。
※がんについては【別表1】をご確認ください。

いいえ はい

4 最近5年以内に、【別表2】の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。または経過観察中ですか。

いいえ はい

5 【別表3】のいずれかに該当する項目はありますか。

いいえ はい

【別表1】 「がん」に含まれるもの(例示)

・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・真性赤血球増加症(多血症)	・本態性(出血性)血小板血症	・骨髄異形成症候群 ・カルチノイド	など
---	----------------	----------------------	----

【別表2】

右記のがん	・白血病 ・肝臓がん ・乳がん
心臓の病気	・心筋こうそく ・心臓弁膜症 ・不安定狭心症 ・心筋症 ・心不全
脳・精神・神経・目の病気	・脳腫瘍 ・パーキンソン病 ・レビー小体病 ・アルツハイマー病 ・双極性障害 ・脊髄小脳変性症 ・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) ・(筋萎縮性)側索硬化症 ・ピック病 ・統合失調症 ・アルコール依存症 ・前頭側頭葉変性症 ・うつ病 ・加齢黄斑変性症 ・認知症 ・そううつ病 ・網膜色素変性症
右記の病気	・肺気腫 ・こうげん病 ・慢性腎炎 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・糖尿病(インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限る) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・肝硬変 ・慢性膵炎 ・慢性肝炎 ・関節リウマチ ・肺高血圧症 ・肺線維症 ・慢性腎不全 ・筋ジストロフィー

【別表3】

・視力の障害(左右いずれかのきょう正視力が0.3以下)

・聴力・言語・そしゃく機能の障害

・手・足・指・関節・背骨(脊柱)の欠損・変形・機能の障害

・心臓のペースメーカー等の下表の人工臓器などの使用

表	・心臓ペースメーカー ・人工関節	・心臓除細動器 ・人工内耳	・心臓弁 ・人工中耳	・ステント ・人工肛門	・人工血管 ・人工膀胱
---	---------------------	------------------	---------------	----------------	----------------

・今までに身体障害者手帳の交付または公的介護保険の要介護・要支援認定を受けたことがある。または申請中である。

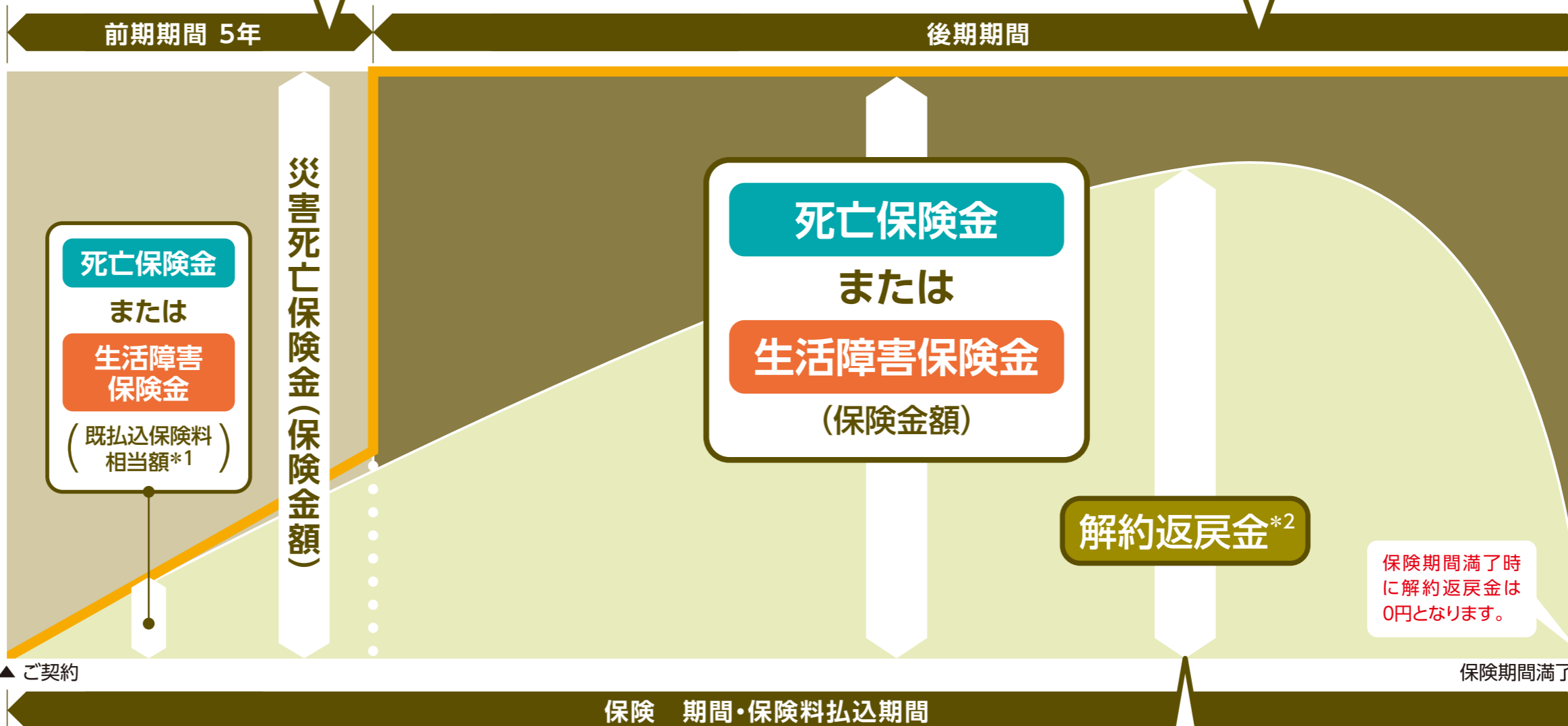
保険契約の型	解約返戻金あり型	解約返戻金なし型
契約年齢	20歳～85歳	20歳～80歳
保険金額	500万円～3億円	
保険期間の満了年齢	45歳～99歳	45歳～90歳
	※保険期間は10年以上	
保険料払込期間	保険期間と同一	

●しくみ図(イメージ) < 解約返戻金あり型 の場合 >

保険期間は、**前期期間**と**後期期間**があります。

<p>前期期間 当初5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故で死亡された場合の保障額は、保険金額となります。 ●不慮の事故以外での死亡や所定の要介護状態・所定の障害状態に該当した場合の保障額は、既払込保険料相当額*1となります。 	<p>後期期間 6年目以降</p> <p>死亡や所定の要介護状態・所定の障害状態に該当した場合の保障額は、保険金額となります。</p>
--	---

前期期間と後期期間で**死亡保険金・生活障害保険金の保障額が異なります。**



さまざまな**資金需要**にもご活用いただけます。

<p>◆運転資金として</p> <p>保険期間内は、保障を継続したままで所定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。 ※ 解約返戻金なし型 の場合、契約者貸付のご利用はできません。</p>	<p>◆事業資金として</p> <p>解約時には解約返戻金*2を受け取れますので、経営者の退職慰労金などの原資としてもご活用いただけます。 ※ 経過年月数によっては、解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。</p>
--	--

! 解約返戻金なし型 の場合も、しくみ(保険期間・支払事由等)は 解約返戻金あり型 と同じです。
*1 既払込保険料相当額とは、「月払保険料相当額×経過月数」によって計算される金額となります。年払の保険契約においては保険料の払込方法(回数)を月払とした場合の保険料をいいます。 *2 解約返戻金なし型 の場合、解約返戻金はありません。

! 災害死亡保険金、死亡保険金、生活障害保険金は重複してはお支払いしません。

在任中の事業保障 か勇退時の事業資金か、
またはその両方を ニーズに応じた設計が可能です。

CASE 1

事業保障を備えつつ、退職慰労金など
事業資金も準備したい。

解約返戻金
あり型

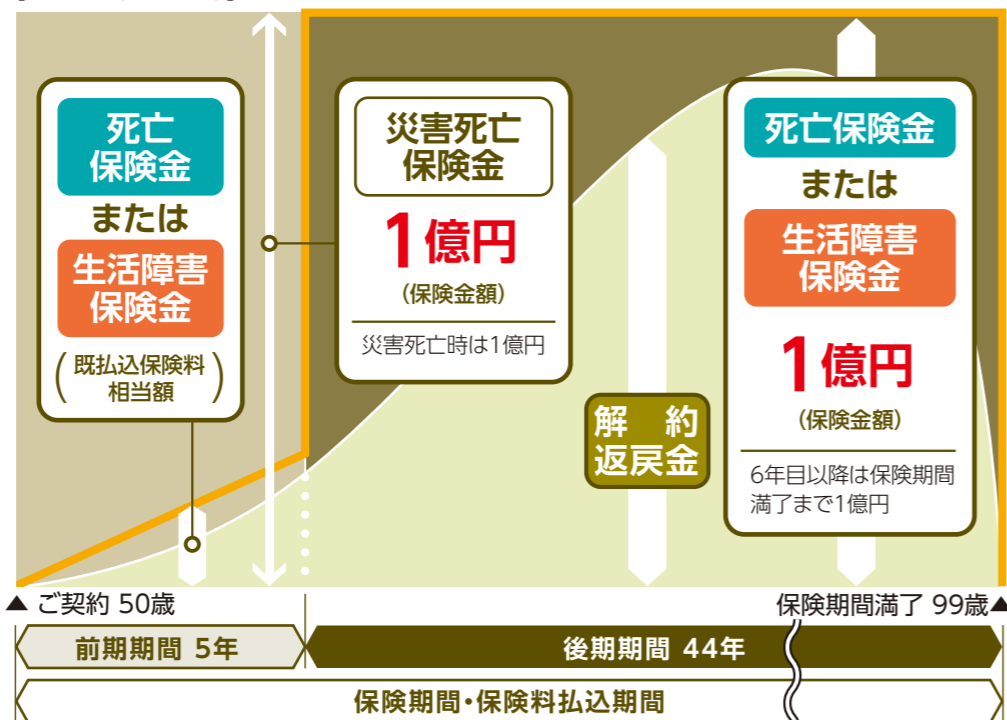
【契約例】

- 契約年齢:50歳 ●男性
- 99歳満期 ●前期期間:5年
- 保険金額:1億円
- 年払保険料:3,941,000円

【契約形態】

- 契約者:法人
- 被保険者:役員
- 死亡保険金受取人:法人
- 生活障害保険金の受取人:法人

【しくみ図(イメージ)】



◆上記契約例の保険料・返戻率表

年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	3,941,000	2,340,000	59.3%
52	2	7,882,000	5,940,000	75.3%
53	3	11,823,000	9,560,000	80.8%
54	4	15,764,000	13,190,000	83.6%
55	5	19,705,000	16,810,000	85.3%
60	10	39,410,000	31,250,000	79.2%
65	15	59,115,000	44,720,000	75.6%
70	20	78,820,000	56,320,000	71.4%
80	30	118,230,000	76,340,000	64.5%
90	40	157,640,000	88,540,000	56.1%
95	45	177,345,000	88,320,000	49.8%
99	49	193,109,000	0	0.0%

上記契約例の最高解約返戻率は85.3082%です。

CASE 2

低廉な保険料で勇退年齢(70歳)まで
事業保障を備えたい。

解約返戻金
なし型

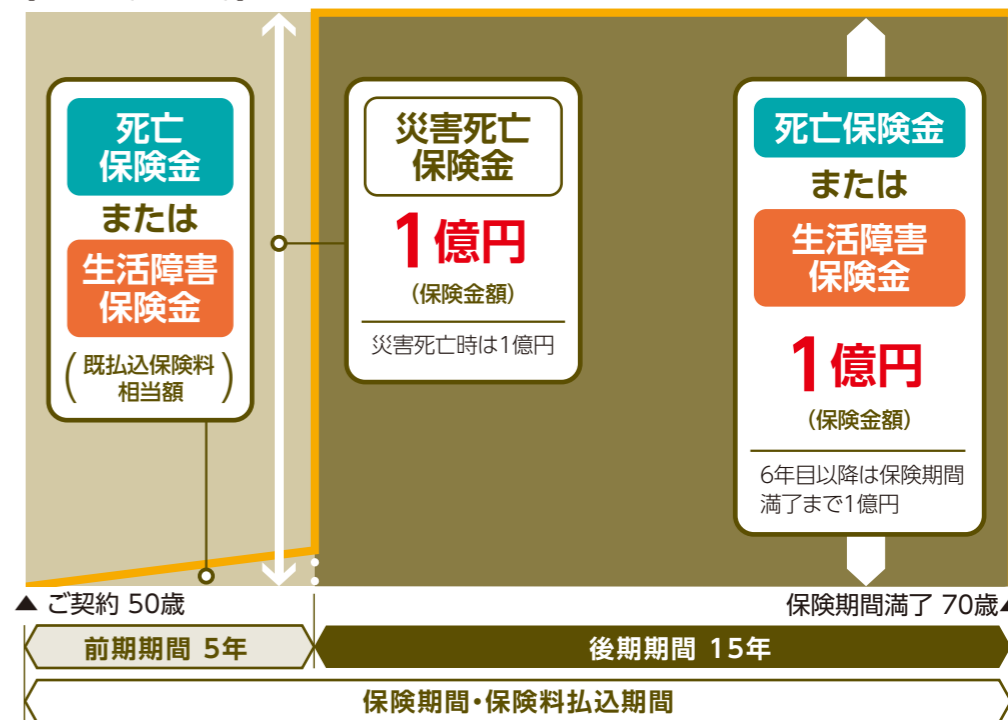
【契約例】

- 契約年齢:50歳 ●男性
- 70歳満期 ●前期期間:5年
- 保険金額:1億円
- 年払保険料:1,252,900円

【契約形態】

- 契約者:法人
- 被保険者:役員
- 死亡保険金受取人:法人
- 生活障害保険金の受取人:法人

【しくみ図(イメージ)】



◆上記契約例の保険料・返戻率表

年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	1,252,900	0	0.0%
52	2	2,505,800	0	0.0%
53	3	3,758,700	0	0.0%
54	4	5,011,600	0	0.0%
55	5	6,264,500	0	0.0%
60	10	12,529,000	0	0.0%
65	15	18,793,500	0	0.0%
70	20	25,058,000	0	0.0%

保険期間については在任中の必要保障期間や勇退時期などのお客さまニーズに合わせて設定いただけます。なお、保険期間に応じた最高解約返戻率によって税務のお取扱いが異なる場合があります。詳細についてはP.13を参照ください。

※返戻率は、小数点以下第二位切り捨てのうえ表示しています。※最高解約返戻率は、年齢・性別・保険期間などによって異なりますので、個別の契約の最高解約返戻率は「保障設計書」をご覧ください。

税務の取り扱いについては、2019年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、**税理士や所轄の税務署等にご確認ください。**

■経理処理

以下の経理処理は、契約形態が「契約者=法人、被保険者=役員・従業員、死亡保険金受取人=法人、生活障害保険金の受取人=法人」を前提にしています。

保険料払込時

契約の最高解約返戻率（保険期間を通じた（解約返戻金÷払込保険料累計額）のピーク）に応じて下表のとおり経理処理します。

最高解約返戻率	期間の区分	保険料の経理処理
50%以下	全保険期間	払込保険料の額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。
50%超 70%以下*1	①契約から保険期間の当初4割相当期間まで*2	払込保険料の4割を「前払保険料」として資産計上し、残り(6割)を「保険料」として損金算入します。
	②上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
70%超 85%以下	①契約から保険期間の当初4割相当期間まで*2	払込保険料の6割を「前払保険料」として資産計上し、残り(4割)を「保険料」として損金算入します。
	②上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
85%超	①契約から次のうち遅い方の保険年度まで*2 ●最高解約返戻率となる保険年度 解約返戻金の年間増加額 / 年間保険料 > 70% となる最も遅い保険年度	●契約当初の10年間*2は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として損金算入します。 $\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.9$ ●11年目以降は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として損金算入します。 $\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.7$
	②上記①の期間経過後から解約返戻金額が最高となる最も遅い保険年度まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

*1 契約者である法人が支払う年換算保険料相当額が30万円以下の場合は、払込保険料の額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。なお、同一の被保険者で契約日が2019年7月8日以降の定期保険または第三分野保険に複数加入している場合、それぞれについて他社の契約も含め年換算保険料相当額を合計します。

*2 1か月未満の端数は切り捨てます。事業年度の中で期間が終了する場合、当該事業年度に含まれる月数分で計算します。

*3 1か月未満の端数は切り上げます。資産計上した前払保険料を取り崩す月が事業年度に含まれる場合は、③の期間として計算します。

保険金受取時

当該契約における「前払保険料」累計額の資産計上額を取り崩し、受取額との差額を「雑収入」として処理します。

本商品について

●本商品は法人契約専用の商品です。 ●付加できる特約はありません。 ●契約者配当金はありません。

保険金のお支払いについて

保険期間	保険金	支払事由	支払額
前期期間	災害死亡保険金	不慮の事故*1による傷害を直接の原因として死亡したとき	保険金額
	死亡保険金	死亡したとき ただし災害死亡保険金が支払われる場合を除く	既払込保険料相当額 (月払保険料相当額×経過月数)
	生活障害保険金	つぎのいずれかに該当した場合 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、公的介護保険制度において受けた要介護2以上との要介護認定が効力を生じたとき*2 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき	
後期期間	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	生活障害保険金	つぎのいずれかに該当した場合 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、責任開始期以後に初めて、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、公的介護保険制度において受けた要介護2以上との要介護認定が効力を生じたとき*2 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、責任開始期以後に初めて、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき	

*1 責任開始期以後に発生した不慮の事故(急激かつ偶発的な外来の事故)による傷害を直接の原因として、前期期間中に死亡したときに災害死亡保険金をお支払いします。なお、不慮の事故の日から死亡するまでの期間は問いません。

・該当する事例:交通事故、転落・転倒、火災、溺水、窒息 など
・該当しない事例:公害、職業病の原因となったもの、感染症、疾病の症状に起因する入浴中の溺水 など

*2 公的介護保険制度の被保険者は満40歳以上の方となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。(2019年11月時点)
・公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。(2019年11月時点)対象となる特定疾病については、P.15をご確認ください。

契約期間中にご利用いただける制度について

■契約者貸付制度

所定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

- ・貸付には利息がつきます。
- ・ご利用には一定の要件があります。詳細は募集代理店もしくはネオファースト生命にご確認ください。

■払済生活障害終身保険への変更

保険期間中に、保険料の払込みを中止し、支払事由を後期間の支払事由と同じとする払済生活障害終身保険に変更いただけます。

- ・変更後の元契約への復旧は取り扱いません。
- ・保険金額は変更時の解約返戻金をもとに決まります。変更後の保険金額は変更前の死亡保険金の額以下になります。
- ・ご利用は契約日から3年経過以後となります。
- ・ご利用には一定の要件があります。詳細は募集代理店もしくはネオファースト生命にご確認ください。

! 解約返戻金なし型 の場合、契約者貸付制度のご利用および払済生活障害終身保険への変更はできません。

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度の給付対象

40歳から64歳までの方は、加齢にともなう16種類の特定疾病が原因で介護が必要な状態になったときに給付を受けることができます。39歳以下の方は、原因を問わず公的介護保険制度の給付対象外となります。

～39歳	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
全ての原因で × 給付対象外	加齢にともなう16種類の特定疾病が原因のとき ○ 給付対象 交通事故など特定疾病以外が原因のとき × 給付対象外	全ての原因で ○ 給付対象

・公的介護保険制度の給付対象外となる場合でも、他の公的支援制度を利用できる場合があります。

■40歳～64歳の方の要介護認定の対象となる16種類の特定疾病

- | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 1.がん【がん末期】 | 7.進行性核上性麻痺、 | 11.多系統萎縮症 | 15.慢性閉塞性肺疾患 |
| 2.関節リウマチ | 大脳皮質基底核変性症及び | 12.糖尿病性神経障害、 | 16.両側の膝関節又は |
| 3.筋萎縮性側索硬化症 | パーキンソン病 | 糖尿病性腎症及び | 股関節に著しい変形を伴う |
| 4.後縦靭帯骨化症 | 8.脊髄小脳変性症 | 糖尿病性網膜症 | 変形性関節症 |
| 5.骨折を伴う骨粗しょう症 | 9.脊柱管狭窄症 | 13.脳血管疾患 | |
| 6.初老期における認知症 | 10.早老症 | 14.閉塞性動脈硬化症 | |

出典:介護保険法施行令(2019年11月時点)

■要介護度別の身体状態の目安

要介護度	身体の状態(例)
要介護	5 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。
	4 重度の介護を必要とする状態 食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	3 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	2 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかなる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要支援	1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりではできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりではできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。

出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド(2018年8月改訂版)」

身体障害者手帳とは

「身体障害者手帳」は、身体に不自由があり、身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を交付されることによって、手当や医療費の助成、公共料金の減免・料金の割引などの各種福祉サービスを受けることができます。

根拠となる法律	身体障害者福祉法
等級の視点	障害の程度(重さ)
給付内容	以下のような福祉サービス。地域・障害程度によって異なります。 ・障害手当などの支給や医療費の助成 ・公共料金の減免・割引など ・交通機関の費用の免除・割引 ・税金の減額・免除 ・タクシー・ガソリン代の助成など ・生活サービス(会話補助装置や介護用ベッドなど) ・補装具、日常生活用具(人工肛門や人工膀胱など)
手続き	申請書に診断書など必要書類を添えて、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口へ申請します。
手帳交付までの日数	通常1か月程度ですが、場合によっては日数がかかることがあります。

身体障害者手帳3級ってどんな状態?

たとえば生活障害保険金の支払対象となる「身体障害者手帳3級」に該当する状態とは、以下のような障害程度となります(身体障害者障害程度等級3級の一例です)。

視覚障害	視力の良い方の眼の視力(矯正視力)が 0.04以上0.07以下
聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90デシベル以上 (耳のそばで大声を出さないと理解できない)
上肢	両上肢の おや指とひとさし指を欠くもの または 一上肢の すべての指を欠くもの または 一上肢の機能の 著しい障害
下肢	一下肢を 大腿の2分の1以上で欠くもの または 一下肢の機能を 全廃したもの
心臓	心臓の機能の障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの

このほか、呼吸器や腎臓などの機能の障害により家庭内での**日常生活活動が著しく制限されるもの**などが該当します。

等級別の状態	たとえば… 体幹の機能障害により、
	■腰掛け、正座、横座り、あぐらの いずれもできない(1級)
	■10分以上 座ってられない、立ってられない(2級)
	■100m以上 歩くことができない(3級)

出典:「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」、厚生労働省「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」

法人向け保険の検討にあたっての留意点

▲ 法人向け保険の加入にあたっては、以下の留意点を確認のうえでお申し込みください。

留意点

1

被保険者に万一のことがあった場合、保険金等を事業資金などの財源として活用いただくための保障を目的とする商品です。

・お客さまニーズとの関係については、保障設計書等でもご確認ください。

2

払込保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金は受取時に益金算入されるため、課税の時期が繰り延べられるにすぎず、原則、**節税効果はありません。**

・くわしくは、次ページの「ご注意ください」をお読みください。

3

保険本来の趣旨を逸脱する加入、たとえば「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とするような加入はお勧めしていません。

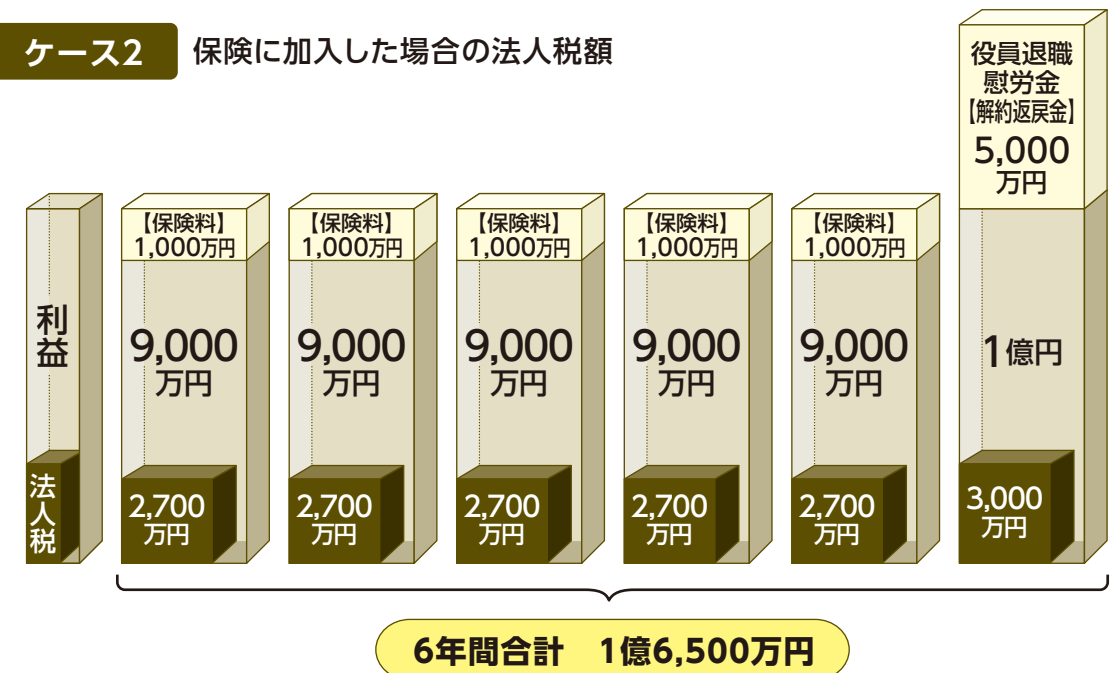
契約の申込みにあたって、売上・利益水準等の経営状況をふまえて過大な保険金額・保険料負担となっていないことをご確認ください。

ご注意ください 以下の【ケース1】と【ケース2】の法人税額は同じです。

ケース1 保険に加入しなかった場合の法人税額



ケース2 保険に加入した場合の法人税額



● 上記は以下の前提で試算したイメージ図です。
 【前提】①6年間を通じて毎年1億円の利益(課税所得)が発生し、6年目に5,000万円の役員退職慰労金を支払うものとしています。
 ②【ケース2】は、全額損金算入*となる保険料を毎年1,000万円払い込み、6年目に解約した際の返戻率が100%としています。
 ③法人税等の実効税率は30%としています。
 *実際の損金算入額は、最高解約返戻率が100%の場合、契約当初の10年間は保険料の10%相当額となります。

● 税務の取り扱いについては、2019年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。